

ID: 312

担当部署: 建設部 都市建設課

<b>処分の概要</b>	障害物の伐除の認可					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	土地区画整理法 第72条第6項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和29年法律第119号					
<b>【基準】</b>						
法第72条第6項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)						
<b>第72条</b>						
6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 27 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			